

山梨県公報

号外第二十一号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

規則

- 一 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 一 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 二 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
- 三 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第十五号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三条中「部等の下に置く県民室」の下に「、産業立地室」を、「並びに県民室」の下に「及び産業立地室」を加える。

第七条第三項の表中「一環境整備課 一廃棄物不法投棄対策室 一」を「一環境整備課 一観光振興課 一」に改める。

課 一 廃棄物不法投棄対策室
課 一 国際観光振興室

第七条の二の次に次の一条を加える。

(産業立地室)

第七条の三 産業立地の推進に関する事務を行うため、商工労働部の下に産業立地室を、その下に別表第一に掲げる課を置く。

2 前項の課の分掌事項は、別表第一のとおりとする。

第八条第一項中「法第七十一条第六項」を「法第七十一条第五項」に、「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条第一項中「県民室」の下に「若しくは産業立地室」を加え、同条第二項中「課の長、県民室の下に置かれる課の長又は出納局の下に置かれる課」を「前項に規定する課」に改める。

第十二条の二に次の二項を加える。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、政策秘書室に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(産業立地室長等)

第十三条の三 産業立地室に産業立地室長を置く。

2 産業立地室長は、上司の命を受け、室内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 第一項に規定するもののほか、産業立地室に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

4 前項の職の名称は、別に定める。

第十四条第一項中「県民室」の下に「及び産業立地室」を加える。

第十五条の二第一項中「県民室」の下に「若しくは産業立地室」を加える。

第十八条第一項中「、総合県税事務所」を削り、「広瀬・琴川ダム事務所」の下に「、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所」を加え、同条第十四項を削り、第十三項を第十四項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 中央児童相談所に副所長を置く。

第十八条中第十七項を削り、第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

第十九条の見出しを「(課税・管理部長等)」に改め、同条第一項中「中央病院」を「総合県税事務所に課税・管理部長及び徴収部長を、中央病院」に改め、同条第二項中「管理局長」を「課税・管理部長、徴収部長、管理局長」に改め、同条第三項中「、事務局次長及び図書館副館長」を「及び事務局次長」に改める。

第二十条第一項中「出先機関」を「前条第一項に規定するもののほか、出先機関」に改める。

別表第一中「(第七条・第七条の二関係)」を「(第七条 第七条の三関係)」に改め、同表の一の表企画部の部企画課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第四号とし、第十一号を第五号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第六号とする。

別表第一の一の表企画部の部新行政システム課の項の次に次のように加える。

世界遺産推進課	富士山世界文化遺産登録の推進に関する事。
---------	----------------------

別表第一の一の表企画部の部情報政策課の項に次の一号を加える。

六 I T産業の誘致促進に関する事。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 悪性新生物登録に関する事。

別表第一の一の表森林環境部の部環境整備課の項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公共関係による廃棄物最終処分場の整備に関する事。

別表第一の一の表森林環境部の部県有林課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表商工労働部の部商工総務課の項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項第四号中「土地改良事業の」を「部内の建設工事に係る」に改める。

別表第一の一の表土木部の部道路整備課の項中第四号から第六号までを削る。

別表第一の一の表土木部の部下水道課の項第三号中「都市下水道」を「都市下水路」に改める。

別表第一の一の表土木部の部建築指導課の項第四号中「住宅金融公庫及び都市基盤整備公団」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

別表第一の一の表国際課の項中「国際課」を「国際課」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 多文化共生の推進に関する事。

別表第一の一の三の表廃棄物不法投棄対策室の項の次に次のように加える。

国際観光振興室	国際観光の振興に関する事。
---------	---------------

別表第一の一の三の表道路企画室の項中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

- 三 高速自動車道の建設促進に関する事。
 - 四 高速自動車道の建設用地取得に関する事。
 - 五 高速自動車道の建設に係る関連公共事業の調査に関する事。
- 別表第一の一の三の表を別表第一の一の四の表とし、別表第一の一の二の表の次に次の一表を加える。

課	分	掌	事	項
産業立地推進課	一	企業等の立地に関する事。		
	二	低開発地域工業開発の促進に関する事。		

別表第二管理課の項第六号中「財務規則」を「山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)」に、「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改める。

別表第三中北地域県民センターの項中「会計第三課」を「会計第三課」に改める。

別表第三中北地域県民センターの項中「会計第一課」を「会計第一課」に、「西八代総務課」を「西八代総務課」に改める。

別表第三東京事務所の項を次のように改める。

東京事務所	東京都
-------	-----

- 「課税・管理部
- 総務管理課
- 事業税課
- 不動産取得税課
- 「総務管理課
- 特別徴収課
- 調査収税課

別表第三総合県税事務所の項中

事業税課

を

軽油引取税課

に改める。

不動産取得税課
間税課

徴収部

徴収第一課
徴収第二課

を

別表第三中北林務環境事務所の項及び富士・東部林務環境事務所の項中
「治山林道第一課」を「治山林道課」に改める。

別表第三峡南高等技術専門校の項を次のように改める。

別表第三中北建設事務所の項及び富士・東部農務事務所の項中
「農業農村支援課」に改める。

峡南高等技術専門校	総務課 訓練課	南巨摩郡増穂町
-----------	------------	---------

別表第三中北建設事務所の項及び富士・東部農務事務所の項中
「農業農村支援課」を「農業農村支援課」に改める。

別表第三富士・東部建設事務所の項中
「総務課」を「用地課」に改める。

別表第三中北建設事務所の項中
「総務課」を「用地課」に改める。

別表第三中北建設事務所の項及び新環状・西関東道路建設事務所の項を
次のように改める。

中部横断自動車道用地事務所	総務用地課	南巨摩郡身延町
新環状・西関東道路建設事務所	総務用地課 建設課 管理課	笛吹市

歯科

別表第六地域県民センターの項第二号中「及び建設事務所」を、「建設事務所及びびダム管理事務所」に改め、同項中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地域行事の支援に関すること。
別表第六地域県民センターの項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 衛生監視指導センターの庶務的業務に関すること（中北地域県民センターに限る。）。

別表第六保健所の項中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とする。

別表第六中央病院の項第三号を削る。
別表第六精神保健福祉センターの項第五号中「通院医療公費負担」を「精神通院医療公費負担」に改め、「に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」を削る。

別表第六建設事務所の項第三十四号中「住宅金融公庫融資住宅」を「独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅」に改める。

別表第六釜無川流域下水道事務所の項第四号中「指導」の下に、「監督」を加える。

附則
（施行期日）
1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県規則第十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第六号中「第十八条第十三項」を「第十八条第十四項」に改め、同条第七号中「第十八条第一項に規定する次長」の下に「、同条第四項に規定する副所長」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第八号中「出納長」を「会計管理者」に、「次長、同条第二項」を「組織規則第十三条の三第一項に規定する産業立地室長（以下「産業立地室長」という。）次長、組織規則第十三条の二第二項」に改め、同条第九号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四条中「出納長、部長及び県民室長」を「会計管理者、部長、県民室長及び産業立地室長」に改める。

第五条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第八項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「県民室長」の下に「、産業立地室長」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 産業立地室の分掌に係る部長の共通専決事項であらかじめ部長の指定を受けたものについては、産業立地室長がその事務を専決する。

第六条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

5 産業立地室の分掌に係る事項については、知事、副知事及び部長共に不在で特に急務を要するときは、産業立地室長がその事務を代決する。

第七条に次の一項を加える。

8 産業立地室の分掌に係る事項については、産業立地室長が不在の場合であつて、軽易な事案で急務を要するときは、産業立地室の主務課長がその事務を代決する。

第九条の見出しを「（会計管理者等の代決）」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条第一項中「第四項に規定する副所長、同条」を削り、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、「同条第十四項に規定する副所長」を削り、「同条第十八項に規定する副所長、同条第十九項」を「同条第十八項」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に改める。

別表第一の二の項1中「県民室長」の下に「、産業立地室長」を加え、同項3中「第七条の二第二項の課」の下に「、組織規則第七条の三第一項の課」を加え、同表三の項1、四の項1、五の項1及び八の項1中「県民室長」の下に「、産業立地室長」を加え、同表備考1中「保健福祉事務所」の下に「、衛生監視指導センター」を加え、「及び建設事務所」を「、建設事務所及びダム管理事務所」に改める。

別表第二の一の表青少年課の項1中「有害図書」を「有害図書類」に改め、同項中5

を13とし、4を11とし、11の次に次のように加える。

12 第七条第二項の規定による山梨県社会福祉審議会への諮問

別表第二の一の表青少年課の項3中「自動販売機による図書類販売業者」を「自動販売業者及び自動販売機管理者」に改め、同項中3を6とし、6の次に次のように加える。

7 第五条の六第四項の規定による自動販売機等登録簿の作成及び抹消			
8 第五条の八第一項の規定による自動販売機等の撤去の命令			県民室長
9 第六条第三項の規定による有害興行の指定			県民室長
10 第六条第七項の規定による有害興行の指定の取消し			県民室長

別表第二の一の表青少年課の項中2を5とし、1の次に次のように加える。

2 第五条第四項（第五条の三第三項及び第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県社会福祉審議会の意見の聴取			
3 第五条の二第二項の規定による有害図書類の陳列場所の変更等の催告			
4 第五条の二第三項の規定による有害図書類の陳列場所の変更等の命令			県民室長

別表第二の二の表私学文書課の項第十一号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第七十三条第一項の規定による報告の要求			
-----------------------	--	--	--

断の勧告

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中29を53とし、28を52とし、27を51とし、26を49とし、49の次に次のように加える。

50	第四十条第五項の規定による山梨県社会保険診療報酬支払基金及び山梨県国民健康保険団体連合会の意見の聴取				
----	--	--	--	--	--

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号25中「第三十八条第八項」を「第三十八条第九項」に改め、同号中25を48とし、24を47とし、23を43とし、43の次に次のように加える。

44	第三十七条の二第一項の規定による結核患者の医療費の支給				保健所長
45	第三十七条の二第三項の規定による感染症診査協議会の意見の聴取				保健所長
46	第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣との協議				

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中22を40とし、40の次に次のように加える。

41	第三十五条第一項の規定による立入検査				保健所長
42	第三十六条第三項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による掲示				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中21を39とし、20を38とし、同号19中

保健所長	を				
------	---	--	--	--	--

に改め、同号中19を36とし、

36の次に次のように加える。

37	第三十一条第一項の規定による市町村に対する指示				保健所長
35	第三十条第二項の規定による埋葬の許可				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中18を34とし、34の次に次のように加える。

33	第二十九条第一項の規定による消毒の指示及び必要な措置の実施				保健所長
----	-------------------------------	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中16を30とし、30の次に次のように加える。

31	第二十八条第二項の規定による駆除の指示及び駆除				保健所長
----	-------------------------	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中15を28とし、28の次に次のように加える。

29	第二十七条第二項の規定による消毒の指示及び消毒				保健所長
----	-------------------------	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号14中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「感染症の診査に関する協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号中14を26とし、26の次に次のように加える。

27	第二十四条の二第二項（第四十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による苦情の申出の内容の聴取				保健所長
----	--	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号13中「第二十一条第一項」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同号中13を24とし、24の次に次のように加える。

25	第二十一条第四項（第二十六条において準用する場合				保健所長
----	--------------------------	--	--	--	------

を含む。)の規定による病原体の保有の確認

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号12中「第二十一条」の下に、「第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同号12を同号23とし、同号11中「第二十条第二項」の下に「及び第三項(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同号中11を19とし、19の次に次のように加える。

20	第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院期間の延長				保健所長
21	第二十条第五項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による感染症診査協議会の意見の聴取				保健所長
22	第二十条第六項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による意見陳述の機会の付与				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号10中「第十九条第二項」を「第十九条第三項及び第五項(第二十六条において準用する場合を含む。)」に改め、同号中10を17とし、17の次に次のように加える。

18	第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告				保健所長
----	---	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中9を13とし、13の次に次のように加える。

14	第十八条第四項の規定による確認				保健所長
15	第十八条第五項の規定による感染症診査協議会の意見の聴取				保健所長
16	第十九条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中8を12とし、7を10とし、10の次に次の

ように加える。

11	第十七条第一項の規定による健康診断の勧告				保健所長
----	----------------------	--	--	--	------

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号中6を7とし、7の次に次のように加える。

8	第十五条第六項の規定による都道府県知事及び厚生労働大臣に対する協力の要請				
9	第十五条の二第一項の規定による質問及び調査				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号5の次に次のように加える。

6	第十四条第五項の規定による指定届出機関の指定の取消し				
---	----------------------------	--	--	--	--

別表第二の三の表健康増進課の項第十六号に次のように加える。

60	第四十六条第五項の規定による意見陳述の機会の付与				保健所長
61	第四十七条の規定による新感染症の所見がある者の移送				保健所長
62	第四十八条第一項の規定による新感染症の所見がある者の退院				保健所長
63	第四十八条第四項の規定によるまん延のおそれの確認				保健所長
64	第五十条第一項の規定により新感染症を一類感染症とみなして適用する第三十一条第一項、第三十二条第二項及び第三十三条に規定する措置				
65	第五十条第一項の規定により新感染症を一類感染症とみなして適用する第二十七条、第二十八条、第二十九条、				保健所長

共済代理店に対する立入検査

別表第二の五の表商工総務課の項第一号中6を10とし、10の次に次のように加える。

11	第百五条の三第一項の規定による組合及び中央会に対する一般的状況に関する報告の徴収			
12	第百五条の三第二項の規定による組合及び中央会に対する業務及び会計に関する報告の徴収			
13	第百五条の三第三項の規定による共済事業を行う組合に対する報告の徴収及び資料の提出の要求			
14	第百五条の三第四項の規定による組合の子法人等及び共済代理店に対する報告の徴収及び資料の提出の要求			

別表第二の五の表商工総務課の項第一号5中「事業方法書、普通共済約款及び共済掛金算出方法書等」を「火災共済規程」に改め、同号中5を7とし、7の次に次のように加える。

8	第五十八条の七第三項の規定による共済計理人に対する説明の要求及び意見の聴取			
9	第五十八条の八の規定による共済計理人の解任の命令			

別表第二の五の表商工総務課の項第一号中4を6とし、3を5とし、同号2中「第九条の七の五第二項」の下に「（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同号中2を3とし、3の次に次のように加える。

4	第九条の九第四項の規定による特定共済組合連合会の兼業の承認			
---	-------------------------------	--	--	--

別表第二の五の表商工総務課の項第一号1中「第九条の七の五第二項」の下に「（第

九条の九第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「火災共済契約の募集を行う組合員」を「共済代理店」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

1	第九条の二第七項の規定による特定共済組合の兼業の承認			
---	----------------------------	--	--	--

別表第二の五の表商工総務課の項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

産業立地推進課	工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関する事務	1 第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告	2 第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定	産業立地室長

別表第二の五の表の注を次のように改める。

- 注
- 1 所長名は、備考欄に記載する。
 - 2 産業立地室長が専決する事項は、備考欄に「産業立地室長」と表記する。
- 別表第二の七の表耕地課の項第一号2中「技術吏員」を「職員」に改める。
- 別表第二の八の表用地課の項第一号中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとし、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第九号とし、同表治水課の項第六号中「土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第十九号）」を加え、同表都市計画課の項第四号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、14を削り、13を14とし、5から12までを6から13までとし、同号4中「準都市計画区域の指定の同意」を「関係市町村及び山梨県都市計画審議会の意見の聴取」に改め、同号中4を5とし、3の次に次のように加える。

4	第五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による準都市計画区域の指定等			
---	--	--	--	--

別表第二の八の表都市計画課の項第四号中19を削り、20を19とし、21を20とし、22を

21とする。

別表第二の八の表建築指導課の項第二号を削り、同項第三号7中「規則」を「山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号。以下この号及び第二十号において「規則」という。）」に改め、同号中57を削り、58を57とし、59を58とし、60を59とし、59の次に次のように加える。

60	第五十六条第一項の規定による区域の指定			
----	---------------------	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第三号65中「高さ」を「高さ制限」に改め、同号中109を115とし、93から108までを99から114までとし、92を96とし、96の次に次のように加える。

97	第七十七条の三十五の二の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定			
98	第七十七条の三十五の九第一項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可等			

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中91を95とし、75から90までを79から94までとし、同号74中「高さ」を「高さ制限」に改め、同号中74を78とし、69から73までを73から77までとし、68の次に次のように加える。

69	第六十八条第一項第二号の規定による高さ制限の例外の許可			
70	第六十八条第二項第二号の規定による壁面の位置の制限の例外の許可			
71	第六十八条第三項第二号の規定による敷地規模規制の例外の許可			
72	第六十八条第五項の規定による斜線制限の例外の認定			

別表第二の八の表建築指導課の項中第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一

号ずつ繰り上げ、同項第九号7中

を

に改め、同項中第九

号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中14を16とし、1から13までを3から15までとし、3の前に次のように加える。

1	第六条第一項の規定による禁止地域の指定			
2	第七条第一項の規定による許可地域の指定			

別表第二の八の表建築指導課の項中第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同項に次の二号を加える。

1	第十五条第一項の規定による特別特定建築物に係る基準適合命令			
2	第十五条第三項の規定による特別特定建築物に係る指導及び助言			
3	第十六条第三項の規定による特定建築物に係る指導及び助言			
4	第十七条第三項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定			
5	第二十一条の規定による認定特定建築物の改善命令			
6	第二十二条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し			

二十 独立行政法人住宅金融支援機構 法施行令 (平成十九年政令第三十号)の施行に関する事務	1 第七条第一項第三号の規定による工事等の審査(2に掲げるものを除く。)				
	2 第七条第一項第三号の規定による工事等の審査(規則第二条の第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。)				建設事務 所長
	7 第二十三条第一項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターの認定				
	8 第五十三条第三項の規定による建築主等に対する報告の徴収及び立入検査				
	9 第五十三条第四項の規定による認定建築主等に対する報告の徴収				

別表第三中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表管理課の項第一号2及び3中「支出負担行為の伺い」を「支出負担行為伺い」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二の四の表みどり自然課の項の改正規定は、平成十九年四月十六日から施行する。

山梨県規則第十七号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明
県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条」を「第五条」に、「定」を「定め」に、「次表」を「次の表」に改め、同項の表本庁に置かれる職の欄中「政策秘書室長」の下に、「知事補佐官、

会計管理者」を「県民室長」の下に、「産業立地室長」を加え、「県有林財産管理監」、「保安林管理監」、「用地指導監」、「林地・採石指導監」及び「林構・森林組合指導監」を削り、「職業能力開発監」の下に、「立地推進監」を加え、「国際観光振興監」、「保健監」及び「債権管理指導監」を削り、「及び車庫長」を「車庫長、守衛長、主任守衛、守衛、主任技術員、技術員、主任文書事務員及び文書事務員」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「館長」の下に、「課税・管理部長、徴収部長」を、「地域防災幹」の下に、「就職幹、企画推進幹」を、「児童虐待対策幹」の下に、「観光推進幹」を加え、「助教授、講師」を「准教授、講師、助教」に、「及び福祉司」を「福祉司、主任守衛、守衛、主任技術員、技術員、主任技能員、技能員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、主任診療報酬計算員、診療報酬計算員、主任看護助手及び看護助手」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「及び福祉司」を「福祉司、主任守衛、守衛、主任技術員、技術員、主任技能員、技能員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、主任診療報酬計算員、診療報酬計算員、主任看護助手及び看護助手」に改め、同条第二項中「事務又は技術」を「所掌の業務」に改める。

第三条第一項中「第一条第一項」を「第一条」に改め、「体育指導員、主任技師、事業所主任」を削り、同条第二項中「第一条第一項上欄の」を「第一条の表上欄の職にある」に改め、「会計検査員は事務吏員のうちから、体育指導員は事務吏員又は技術吏員のうちから、主任技師及び事業所主任は技術吏員のうちから」を削る。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規則の施行の際現に吏員以外の職員の職名等に関する規程を廃止する訓令(平成十九年山梨県訓令第十四号)による廃止前の吏員以外の職員の職名等に関する規程(昭和三十六年山梨県訓令甲第二号)第一条に規定する職名を有する者は、発令通知書を用いることなくこの規則による改正後の県職員の職の設置に関する規則第一条の表に規定する相当の職に発令されたものとみなす。
3 この規則の施行の際現に助教授の職にある者は、発令通知書を用いることなく准教授の職に発令されたものとみなす。

山梨県規則第十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「吏員以外の職員の職名等に関する規程（昭和三十六年一月山梨県訓令甲第二号）第一条に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 守衛長、主任守衛及び守衛
 - 二 主任技術員及び技術員
 - 三 主任技能員及び技能員
 - 四 主任文書事務員及び文書事務員
 - 五 主任業務員及び業務員
 - 六 主任診療報酬計算員及び診療報酬計算員
 - 七 主任看護助手及び看護助手
- 第七条第一項第十四号を削る。

別表第二の三級の項1中、「副守衛長」を削り、同表の四級の項1を削り、同項2中「副守衛長」を削り、同項2を同項1とし、同項3を同項2とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「技監」の下に「、参事」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則
山梨県庁用自動車管理規則（昭和四十四年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「同条第三項に規定する秘書課、同条第四項に規定する課」を「同規則」に、「並びに」を「、同規則第七条の三第一項に規定する課及び同規則」に改め、同条第六号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第七号中「第十四条第七項」を「第十四条第十項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番